

「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎の加熱加工処理施設指定要領」（平成 18 年 2 月 1 日付け 17 消安第 10801 号 消費・安全局長通達）一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(指定取消し等) 第12 植物防疫所長は、第10の期間中に次の事項が生じたときは、指定の取消し又は使用の一時停止を行うことができる。 （１）（略） （２）「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」（平成18年 2 月 1 日付け17消安第10801号消費・安全局長通達） <u>第 9</u> の（７）及び <u>第13</u> の（４）の指示事項に違反があったとき 2 （略）	(指定取消し等) 第12 植物防疫所長は、第10の期間中に次の事項が生じたときは、指定の取消し又は使用の一時停止を行うことができる。 （１）（略） （２）「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」（平成18年 2 月 1 日付け17消安第10801号消費・安全局長通達） <u>第10</u> の（７）及び <u>第14</u> の（４）の指示事項に違反があったとき 2 （略）